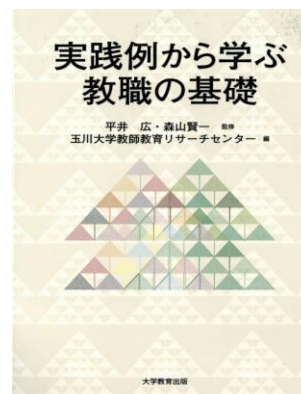


《書評》

平井広・森山賢一監修
玉川大学教師教育リサーチセンター編

『実践例から学ぶ教職の基礎』



滝沢和彦（育英大学）

監修者の一人、森山賢一氏は「はじめに」で次のように言う。

本書では、実践的指導力を、広く主体的、自主的な判断に基づいた実践から生まれる指導力と考えます。そして、実践を支え、方向づけるのに役に立つ実践理論を提示することに力点をおいて、現代の教育課題について解説しています。

「教育の理論と実践の統合を目指して設立した学会」（本学会のHPより）の紀要において取り上げられるにふさわしい書名と課題への意気込みであろう。評者が本書を手にとってまず抱いた期待はこのようなものであった。

ちなみに評者は、理論とは「一般性のある理由付け」であると考えている。実践はカンやコツ、経験によって導かれることもあるが、具体的な実践事例における理由付けを多様な観点から考えることで、その場限りではない、より一般性を持った理論の蓄積が可能になり、それがまた新たな、より自覚的な実践の創出に繋がる。こうして、具体的な事例は範例となる。評者のこうした思いに本書はどのように答えてくれただろうか。

本書の構成は以下の通りである。（カッコ内は執筆者）

- 第1章 教員の仕事とは（小林正徳氏）
- 第2章 知っておきたい法律等（平井広氏）
- 第3章 学習指導要領とは（森山賢一氏）
- 第4章 山積する教育課題（八木義之氏・川上範子氏）
- 第5章 生徒指導とは何か（木村克己氏・八木義之氏）
- 第6章 教師の授業力（高澤崇氏）
- 第7章 特別支援教育（佐後佳親氏）
- 第8章 学校教育の情報化（山田淳司氏）
- 第9章 保護者対応の理解と実際（佐藤弘幸氏）

第 10 章 防災・学校安全（川口千秋氏）

第 11 章 チーム学校（西川克行氏）

以下、各章の概要を紹介してみたい。

第 1 章は「これが教員の勤務実態」「教員に求められるモラル」「教職の魅力」の 3 つの節からなる。勤務実態については、いわゆる長時間労働の事例から紹介しながらも、いきなり「ブラック職場」をやり玉に挙げるのではなく「週休日」や「勤務時間の割振り」等々の法律用語の解説を淡々で行うことから始めているところがよい。「教育調整額」に触れるなら、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に触れてもよかったかもしれない。教育に関する法令について、いわゆる「立法者の意図」を含めて理解し、これを使いこなす力量は、理論のある実践のため必須の要件であると思われる。また、ここで紹介されている「教師の仕事」は「児童生徒や教育実習生には見えてこない」ものであり、初学者の意識を広げる上でも誠に有益である。

第 2 章では、「教員として職務を遂行する上で知っておいた方がよいと考えられる法的知識の必要最低限のものについて」学ぶ。「義務教育について」「体罰について」「教職員の服務等について」「教職員免許法について」「出席簿と健康観察について」「子どもの貧困対策について」「学校事故の未然防止について」「連続して欠席し、連絡が取れない児童生徒への対応」の 8 つの節からなっている。いくつかの具体的問題事例に即して、日本国憲法から学校教育法・同法施行令・同法施行規則、学校給食法、児童福祉法、地方公務員法、地教行法、義務教育標準法、負担法、教育職員免許法、学校保健安全法等の条文や通知、判例が参照されており、通知や判例を含む法令に関する知見が理論の重要な構成要素であることが改めて示される。

個人的には、本章で「子どもの貧困対策について」の節が設けられていることに注目しておきたい。実は本書と前後して、遠藤洋路『みんなの「今」を幸せにする学校』（時事通信社）を読んだ。著者は熊本市の教育長である。コロナ禍のもと、学校（日本型学校教育）が果たしてきた役割が改めて注目されているが、学習指導がある程度までオンライン授業で代替がきいたのに対して、オンラインだけでは決して代替のきかない学校の機能として「食事と居場所」が注目された、と遠藤氏は言う。「(前略) 学校の機能のうち休校によって決定的に欠けてしまったのは、みんなで学習するという教育的機能よりも、食事や居場所といった福祉的機能だったのです。」(218～219 ページ) こうして遠藤氏は、「学校を、教育機能と福祉機能を備えた、子供の生活全体を支援する拠点にする」ことを展望している。近年の学校改革論の趨勢は、学校と教師にばかり集中してしまった教育機能の見直し、即ち、学校の守備範囲を見直そう（縮小しよう）、という方向にあるが、これまでの業務の

負担を地域や家庭、あるいはしかるべき専門スタッフ、さらには民間に分担してもらうことで縮小・軽減するだけでなく、その一方で学校は新たな課題にも向き合う必要性が言われている。子どもの貧困対策は（第11章で論じられる）チームとしての学校が喫緊に取り組むべき課題の一つであると思われるのである。

第3章は「学習指導要領の役割と構成」「新学習指導要領の理念と基本的な考え方」「知識・理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の推進」「教育課程のマネジメント」の4つの節からなり、新しい学習指導要領の要点が手際よく整理されている。

第4章では、「多くの教育課題の中から」「いじめ問題」「児童虐待」「暴力行為」「不登校」「子どもの貧困」の5つが取り上げられ、それらの現状と関係法令、そして具体的な対応策が紹介されている。児童虐待とともに、第2章に続いて貧困問題に触れているのが注目される。具体例の取り上げ方も第2章とは異なり、また「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の条文や各地域での支援策についても具体的に紹介されており、有益である。本書の各章の内容の選択は執筆者に委ねられているものと思われるが、複数の章で取り上げられているところから、この問題について教育行政や学校現場で相当の危機感を持たれていることが推察されよう。

第5章は、「生徒指導の機能」「学級経営と生徒指導」「特別活動と生徒指導」「学習指導と生徒指導」「道徳教育と生徒指導」の5つの節からなっている。評者は、初学者にとって本章を学ぶ上でのポイントは、「生徒指導の機能」の節で述べられているように、生徒指導を「機能」の概念として理解することであると考え。「(前略) 生徒指導が各教科や道徳科、総合的な学習の時間、特別活動や部活動など、あらゆる教育活動の中で「機能」していく必要があるのです。」(98ページ) こうした理論的な理解によって、本章冒頭に書かれた事例の問題点が明らかになるからである。

第6章は、「できない子をできるように」「できる子をもっとできるように」「学び続ける教師」の3つの節からなる。授業を実践するにあたって心得ておくべき具体的な指針が数多く紹介されているが、これらはいずれの教科等の学習指導においても当てはまる事柄である。読者には、これらを自身の担当する教科等の授業の実際場面を念頭に置いてその具体化を考察することが求められる。他の章についてもこのことは当てはまるのだが、とりわけ授業、教科指導の問題を扱う本章において、こうした受け身でない学びの姿勢が求められると思われる。

第7章は、「特別支援教育とは」「教育支援体制の構築」「障害者差別解消法と合理的配慮

の提供」「インクルーシブ教育」の4つの節からなる。以前の「特殊教育」から「特別支援教育」へと捉え直された経緯や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の場としての特別支援学校、特別支援学級そして通級指導について、関連法規に即して分かりやすく解説されている。「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の区別の説明も有益である。また、発達障害の概説と、発達障害のある児童生徒への支援について具体例に即してその在り方や基本姿勢について解説しているが、近年は教職課程の学生が大学初年次から学校体験活動や学校支援ボランティアで学校現場に出向き、学校側の意向もあって、特に発達障害を有する児童生徒の個別に支援に当たっている事例が増えている現状に鑑みると、本章で扱われているような内容について、2年次以降の必修の特別支援教育論を待たずに、それこそ大学初年次から学習しておくことの必要性を痛感させられるのである。「合理的配慮」やインクルーシブ教育の理念についても早い時期から学んでおくことが重要であると思われる。

第8章は、「何のためにICT（情報通信技術）活用か」「ICT環境の現状について」「情報モラル教育の充実について」「ICT活用例」の4つの節からなる。GIGAスクール構想のもと一人一台の端末が普及し、これに合わせて令和4年度大学入学生から「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の科目が教職課程で必修化された。これからの教員に求められる資質・能力として、ICTや情報・教育データの利活用に関わっては、「学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる」ことが求められている。校務におけるICTの活用（校務の情報化）はますます進んでいく。こうした現実を前に、本章で紹介されている国の政策動向や学校教育における情報化の現状を踏まえて、何のためのICT教育かを心得ておく必要がる。情報モラル教育の重要性はもちろんだが、教員の情報モラルについて触れているのも適切であろう。

授業等で用いられるソフトやアプリ、教材（デジタル教科書）は今後さらに多様に豊かになっていくことが予想される。大学で学んだ知識が陳腐化する速度も増してくことだろう。そうした変貌に目を奪われることなく、「教育におけるICT活用の目的は、児童生徒の興味・関心を高め、児童生徒にとってわかりやすい授業を実現することと、主体的・協働的な学びを通じて一人ひとりの個性や能力を発揮できる新しい学びを創造することです。」（178ページ）との本章の言葉を常にかみしめていきたいものである。

第9章は、「保護者を取り巻く背景を知る」「保護者に信頼される教師となるために」の2つの節からなる。学校の保護者対応が大きく話題になったのは1990年代後半からと言われている。本章も、具体的事例のコンパクトな紹介から論を進めているが、初学者向けの本書であるから、あまり極端な事例を取り上げるのを控えた方針は適切であったと思われる。また、「保護者を取り巻く背景について」、保護者自身の問題と社会的な背景に関わる

問題から説いているのも適切だが、1980年代以降の生徒指導に関わる問題史（モンスターペアレントと最初にいわれた世代は1980年代前半の中学校の荒れを経験している）や日本社会全体の消費社会化（消費者意識の暴走）といったより広い文脈からの理論的な理解も、個々の事例に対するマニュアル的な対応に陥らないためにも必要であると思われる。こうした理解に立つてこそ、「最終的な目標は、相談の当事者になっている保護者自身が課題を整理し、子どもの支援者としての立ち位置を確立できるようになることであり、子育てを学校と協働できるようにすることです。」（205ページ）が可能になると思われる。

第10章は、「安全指導の基本－自分の命は自分で守る－」「すべての教育活動を通して」「これからの取り組み」の3つの節からなるが、重要ポイントは最初の節の副題にもなっている「自分の命は自分で守る」であろう。地震や洪水、津波といった自然災害、交通事故や不審者の侵入だけでなく、安全指導全般に関わっては体育や特別活動を中心に（2つ目の節にもあるように）すべての教育活動を通して行われることが重要である。特に、与えられたルールや規則を守らせるだけでなく、「自らの命を自ら守ることができるような判断力や行動力を身に付けさせるための教育が日頃からできているか」（224ページ）、これが学校教育に問われている、と著者は言い、一見すると直ちに安全指導とは結びつかないようにも思えた「一問一答型授業」「教師説明型授業」「パッケージ型授業」「ピアノ発表会型授業」に疑問を呈していることにはなるほどと思われた。また、地域や行政機関との連携の必要性を指摘しているのも重要な論点である。危機管理の意識を高め、どうその知見を蓄積するか。教員養成に携わる者に向けられた問いかけでもあることをしっかりと認識しておきたいものである。

最後に第11章は、「「集団」から「組織」、そして「チーム」へ」「組織を意識して、チーム力を発揮できるようになるために」「「チームとしての学校」で学校組織はこう変わる」の3つの節からなっている。周知のように、学校の「今後の在るべき姿としての「チームとしての学校」と、それを実現していくための改善方策について示した」のが平成27年12月の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」であった。（240ページに「2016（平成28）年12月に」とあるのは誤りである。）本章でもこの答申に沿って、「チームとしての学校」が求められる背景と、これを実現するための具体的な改善方策について説明している。「教員が行うことが期待されている本来的な業務」と「上記以外の業務」を分け、教員は前者に重点的に取り組み、後者については専門性を有するスタッフ（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活指導員、その他の専門スタッフ）を配置して校長のリーダーシップのもと学校の全体のマネジメント機能の強化を図るべきである、という改革の方向性が分かりやすく解説されている。また、「学校を支える地域との連携体制の整備」として、学校評議員制度、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、地域学校協働本部に触れているのも適切である。同じく平成27年12月の中

教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」でも、学校と地域との連携・協働を円滑に行うための資質を養成することが求められており、教職課程においてもその取り扱いの充実が図られるべきである、とされていることを改めて確認しておきたい。

以上、各章の内容について評者のコメントを交えながら紹介してきた。

教師を志す大学生（大学院生を含む）にとって有益な情報にあふれており、教職入門等の科目でのテキストとして、また副読本として多くの大学生に読まれることを期待したいと思う。

ただ、「令和の日本型学校教育」をめぐる議論や教員免許更新制の「発展的解消」に見られるように教育政策、教員養成政策は新指導要領の実施後に向けての歩みを進めている。そのため、本書の記述のある部分については既に修正や追記の必要があり、いずれ改訂版の刊行が行われることになろう。

その際にぜひ考慮していただきたい論点について最後に述べたいと思う。

第一に、教員養成カリキュラムの構造やその改訂の歴史について触れてもらえたらと思う。現在の大学4年生から適用されている新カリキュラムは、上記の平成27年の答申を基にした改正免許法にもとづいているが、その柱とは何であったのか。これを理解することは、そのまま教員の資質・能力とは何か、の理解につながる。あわせて、教員の研修の在り方を考えることは、教職の専門職性とは何か、を学ぶことでもある。「理論と実践の往還」や「反省的实践家」をめぐる議論もぜひ紹介してほしいところである。

第二に、これは実は評者の担当する学生の取得免許の関係から切実な願いなのだが、幼児教育に関わる議論が本書にはほとんど見られない。小学校免許状とともに幼稚園教諭免許状（さらには保育士資格）の課程を置いている大学は少なくないし、履修する学生もたくさんいる。中教審では「幼児教育と小学校教育の架け橋」をめぐる議論もなされている。ぜひ、幼児教育の一章を設けるか、あるいは各章に幼児教育に関わる記述を含ませる等の改訂を期待したいと思う。

第三に、本書は全編にわたって重要概念や重要法令が満載であり、学習者の便のためにぜひ索引を付していただきたいと思う。

以上3点、改訂版を刊行される際に考慮していただきたい点を述べたが、もちろんこれらによって本書の価値が減じられるものではない。

教職課程に学ぶ学生、大学院生だけでなく、若手教員の研修の場でもおおいに本書が活用されることを期待したい。また、子を持つ親や一般市民にとっても本書は、近年の学校の状況を理解する上での誠に好適な書物である。多くの人々に読まれることを切に願っている。

(大学教育出版刊 初版2021年6月発行 A5判 255ページ 本体2,600円)